

令和4年度 第2回県政参画電子アンケート 「森林環境保全税」に関するアンケート結果概要

1 調査概要

- テーマ 「森林環境保全税」に関するアンケート
- 実施期間 令和4年6月3日～6月13日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 697名
- 回答数 442名(回答率 63.41%)

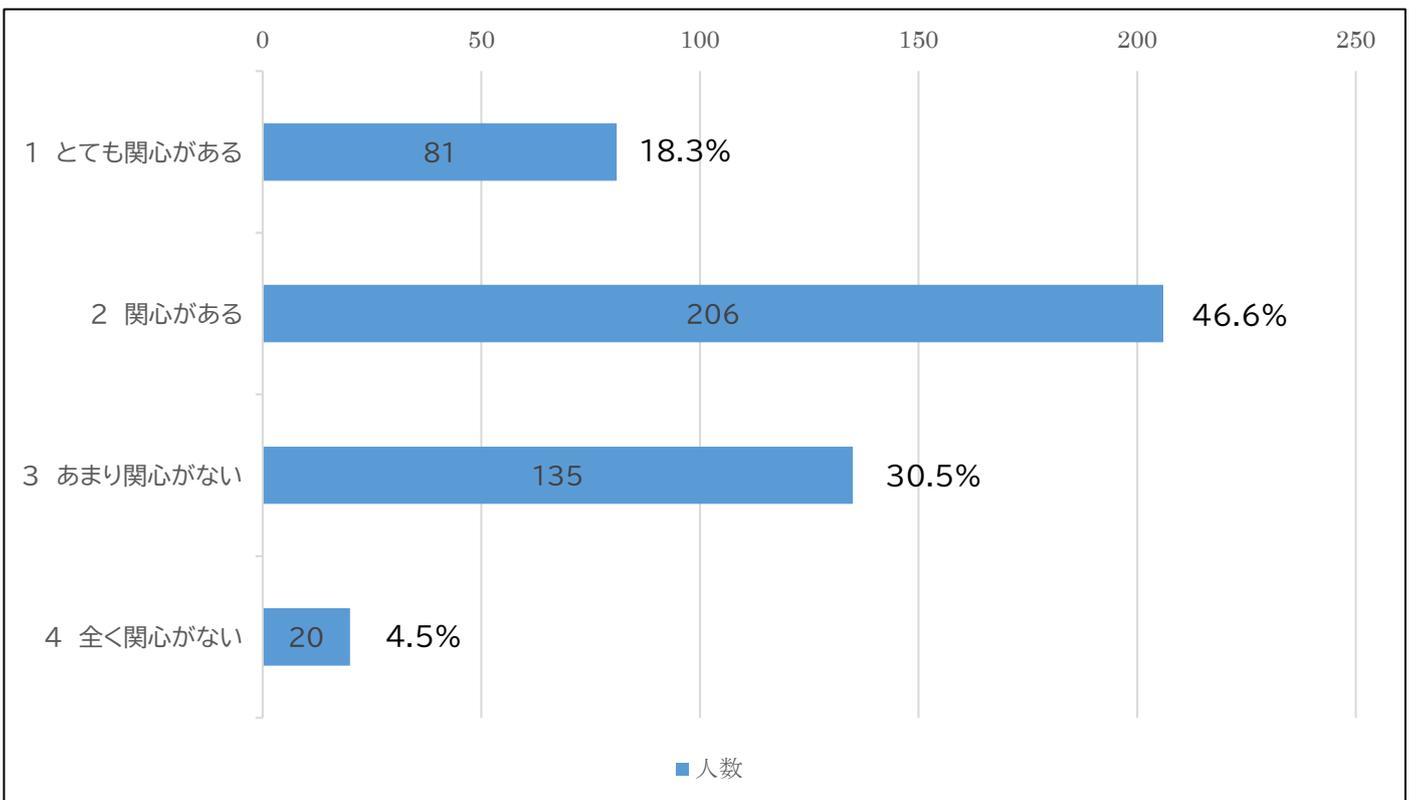
2 目的・概要

鳥取県では、すべての県民が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林環境を保全する取組や、森林を守り育てる意識を高める取組の財源として、平成17年度から「森林環境保全税(県税)」をご負担いただき、県民の皆様が行う森づくりを支援してきました。

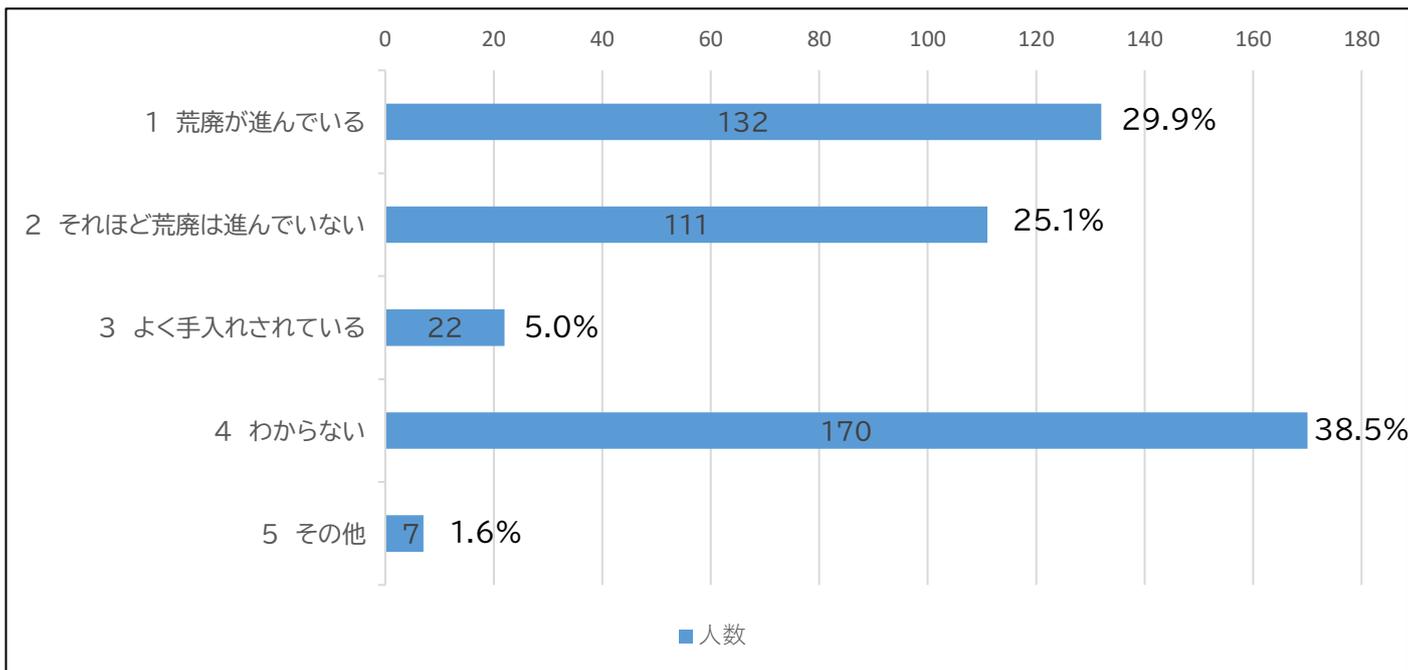
一方、令和元年度より、国から市町村や県に対し、森林整備等に要する財源として「森林環境譲与税」が配分されるようになりました(配分割合は市町村が88%、県が12%(令和4年度)で、県への配分額は主に市町村の取組支援に使用します)。

このため県では、今後の森林環境保全税(県税)のあり方について検討を行っており、今回の調査は、県民の皆様のご意見を検討の参考とさせていただくために実施します。

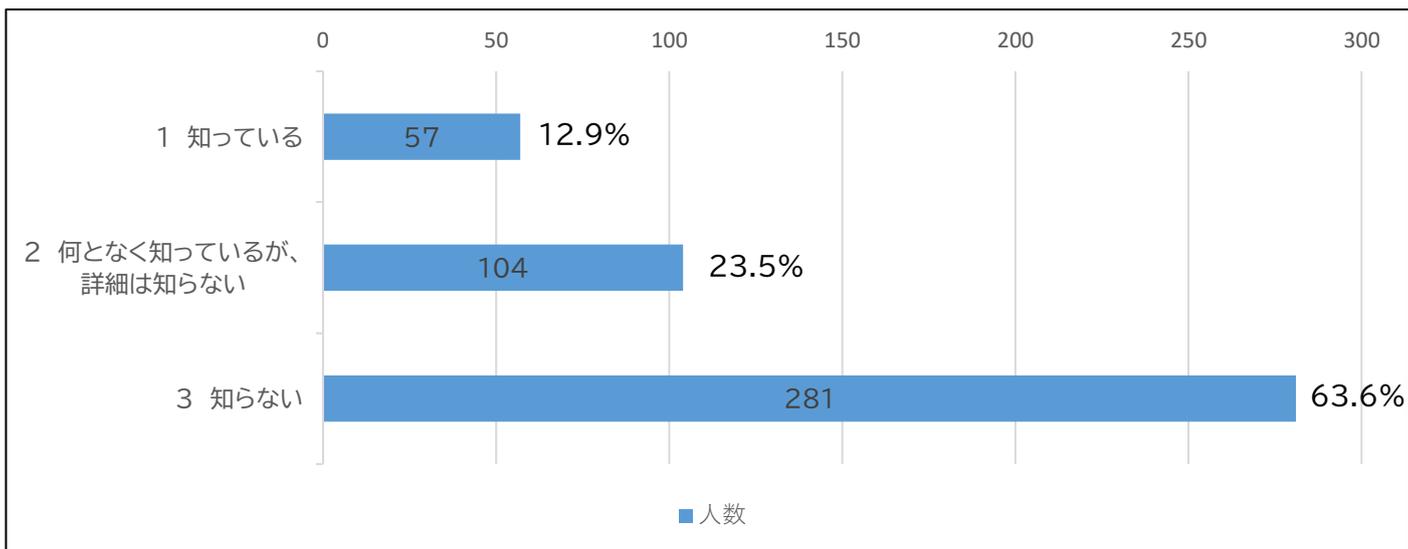
【問1】あなたの森林への関心度についてお聞きします。次の中から1つ選んでください。



【問 2】あなたは、鳥取県の森林の現状をどう思われますか。次の中から 1 つ選んでください。

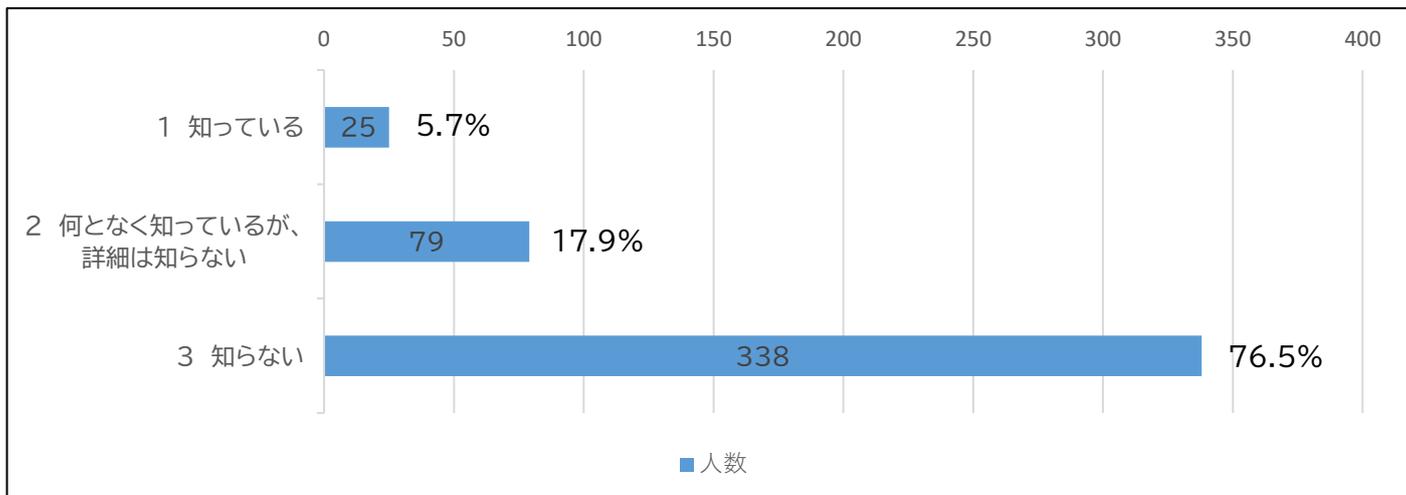


【問 3】あなたは、鳥取県が平成 17 年 4 月から「森林環境保全税」を導入していることをご存知でしたか。次の中から 1 つ選んでください。



【問 4】木材価格の低迷により林業の採算性が悪化したことなどから、森林所有者による手入れが必ずしも十分に行われていません。このような状況を解消するため、国は新たな森林管理制度を開始し、森林所有者に代わって市町村が森林整備を行う場合などの財源として、令和元年度より、市町村や県に「森林環境譲与税^(※1)」が配分されています。

あなたは国の森林環境譲与税・森林環境税^(※2)についてご存じでしたか。次の中から当てはまるものを1つ選んでください。



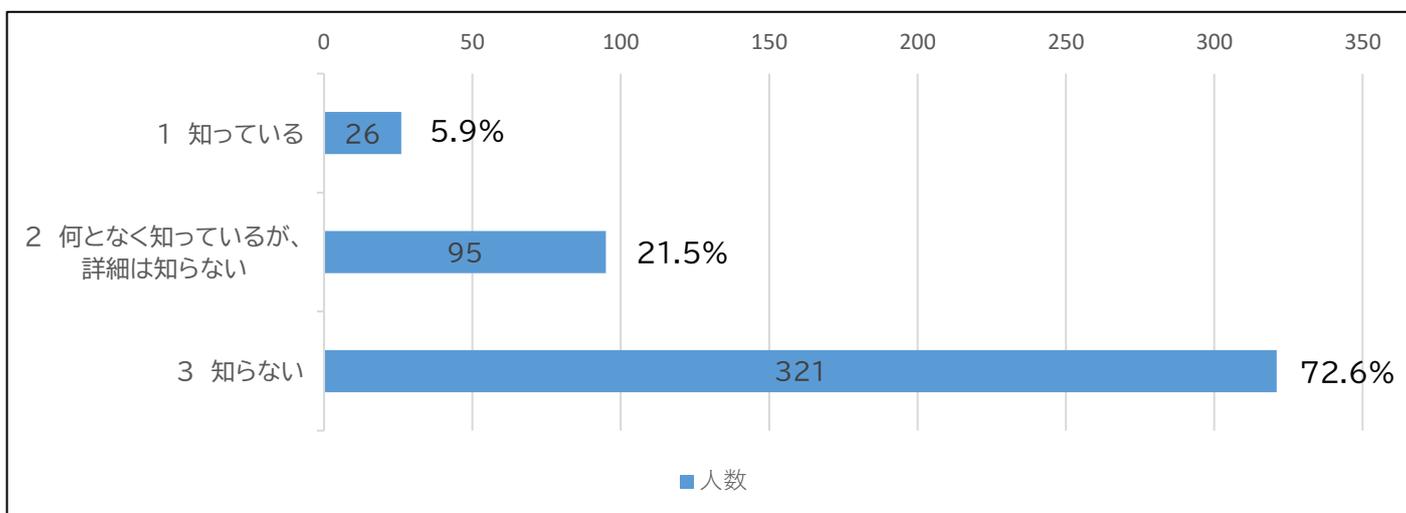
※1) 森林環境譲与税の財源として、令和6年度から国税として1人年額1,000円の「森林環境税」が徴収されますが、東日本大震災の復興財源のための負担(1人年額1,000円)が令和5年度末で終了するため、実質的な税負担は現在と変わらない見込みです。

※2) 「森林環境税」は徴税に関する名称、「森林環境譲与税」はそれを市町村等へ配分する際の名称です。

【問 5】現在、県の「森林環境保全税」は、1人当たり年500円を徴収しており、その税収は年間約1.8億円です。県ではこれを財源として、手入れが必要な人工林^(※1)の間伐^(※2)や作業道整備、放置された竹林の解消、県民参加型の森林体験活動・森林環境教育など、県民の皆様(森林所有者やボランティア団体など多様な主体)が行う森づくりを支援してきました。

その結果、間伐が必要な面積の約4割まで間伐が進み、竹林面積の増加が止まり、森林体験活動に多くの方々が参加するなどの効果が出てきています。

このような、森林環境保全税の使い道^(※3)についてご存知でしたか。次の中から1つ選んでください。



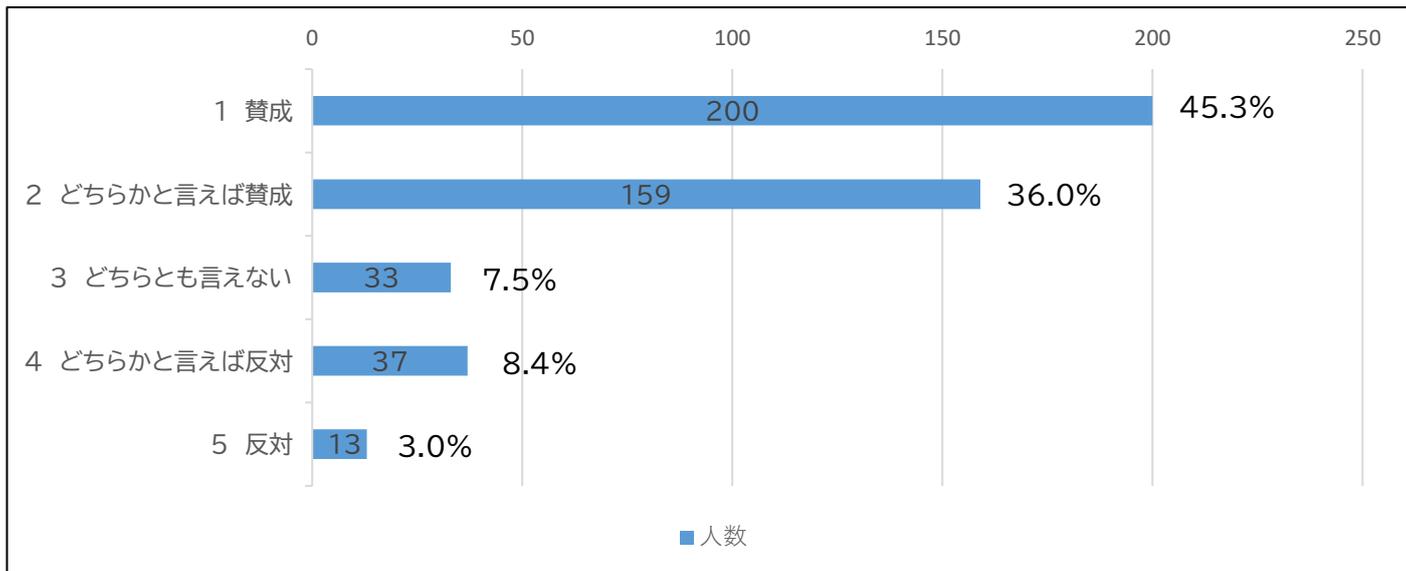
※1) 人工林:人によって植栽された森林。県内の森林の約55%がスギ・ヒノキなどの人工林です。

※2) 間伐:混み合った木と木の間隔を空けるための間引き伐採。人工林は間伐を適切に行うことで、林内が明るくなり、残した木の成長や二酸化炭素吸収が進み、健全で公益的機能が高い森林となります。

※3) 税の使い道について詳しく知りたい方は、とりネット「鳥取県森林環境保全税を活用した事業の実績と効果」をご覧ください。<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1281629/siryou6.pdf>

【問 6】県が導入し、県民の皆様が行う森づくりの支援に使ってきた「森林環境保全税」は現在、第 4 期(平成 30～令和 4 年度)の最終年度に当たり、見直しの時期を迎えています。

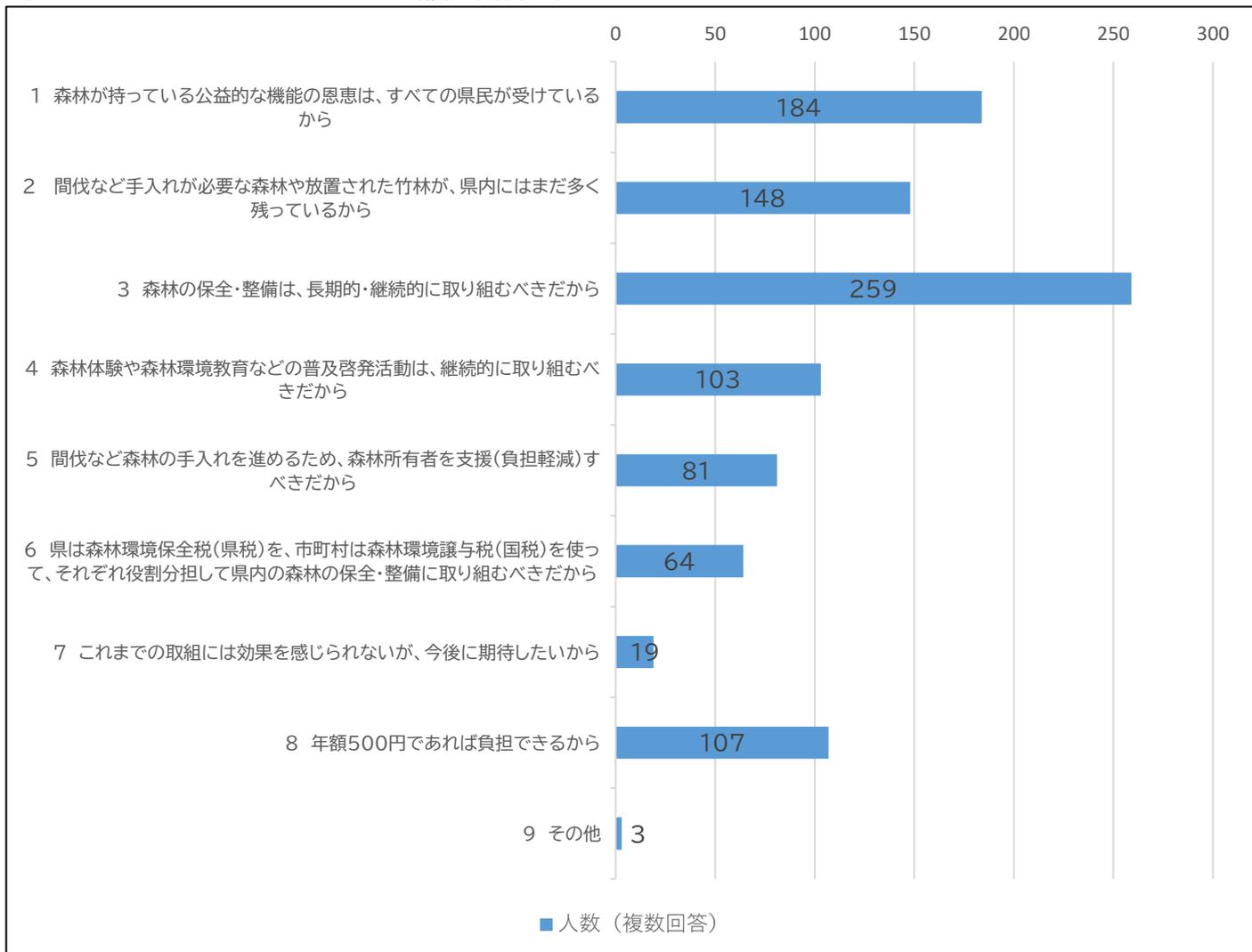
あなたは、水源のかん養^(※1)、山地災害の防止、地球温暖化防止^(※2)など、多くの公益的な機能を持っている森林を、すべての県民で守り育てる取組の財源として、今後も「森林環境保全税(県税)」をご負担いただくことに賛成ですか。次の中から 1 つ選んでください。



(※1) 水源のかん養:水を蓄える、水質の浄化等。

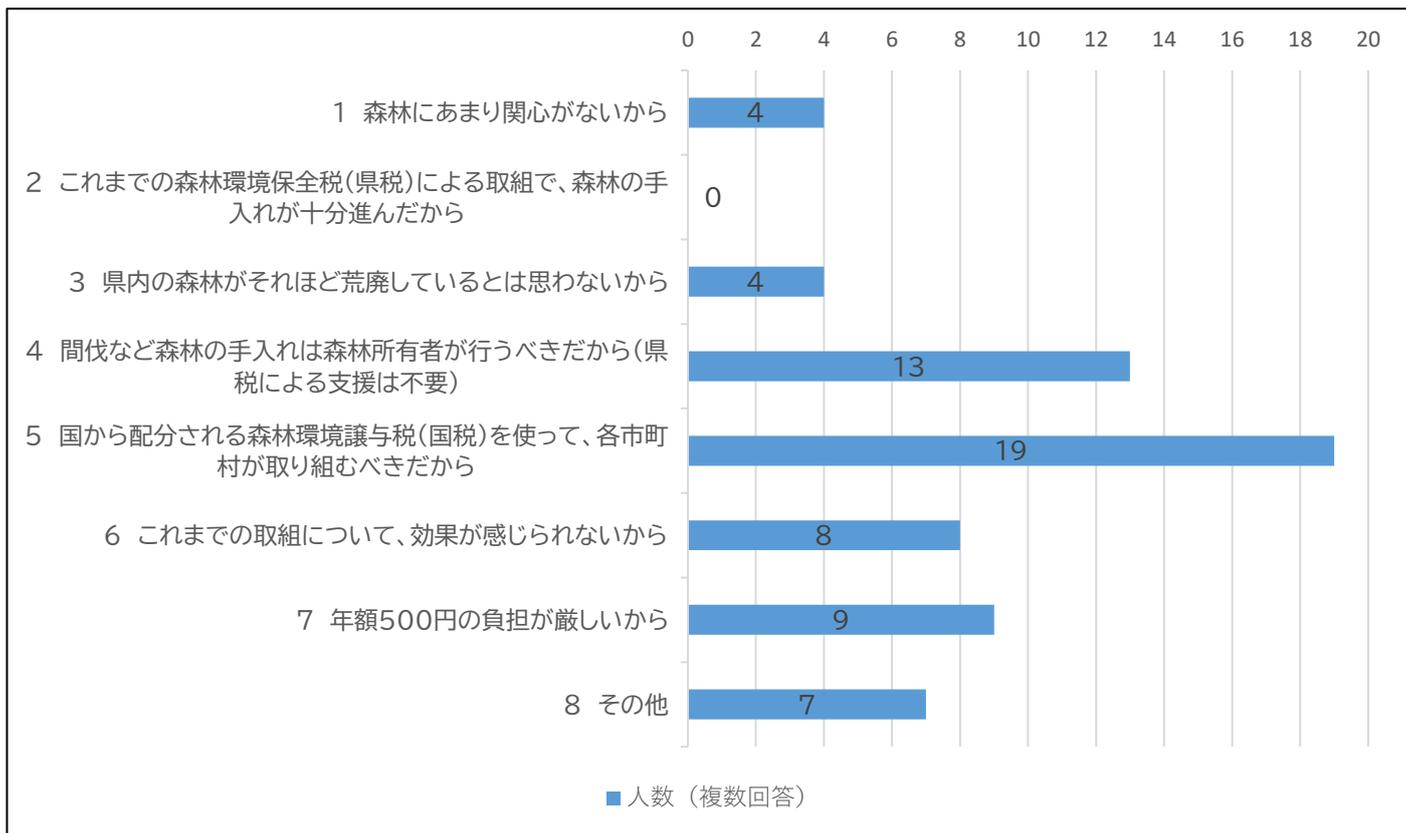
(※2) 地球温暖化防止:二酸化炭素の吸収による

【問 7】問 6 で「賛成」又は「どちらかと言えば賛成」を選ばれた方にお聞きします。その理由として、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)



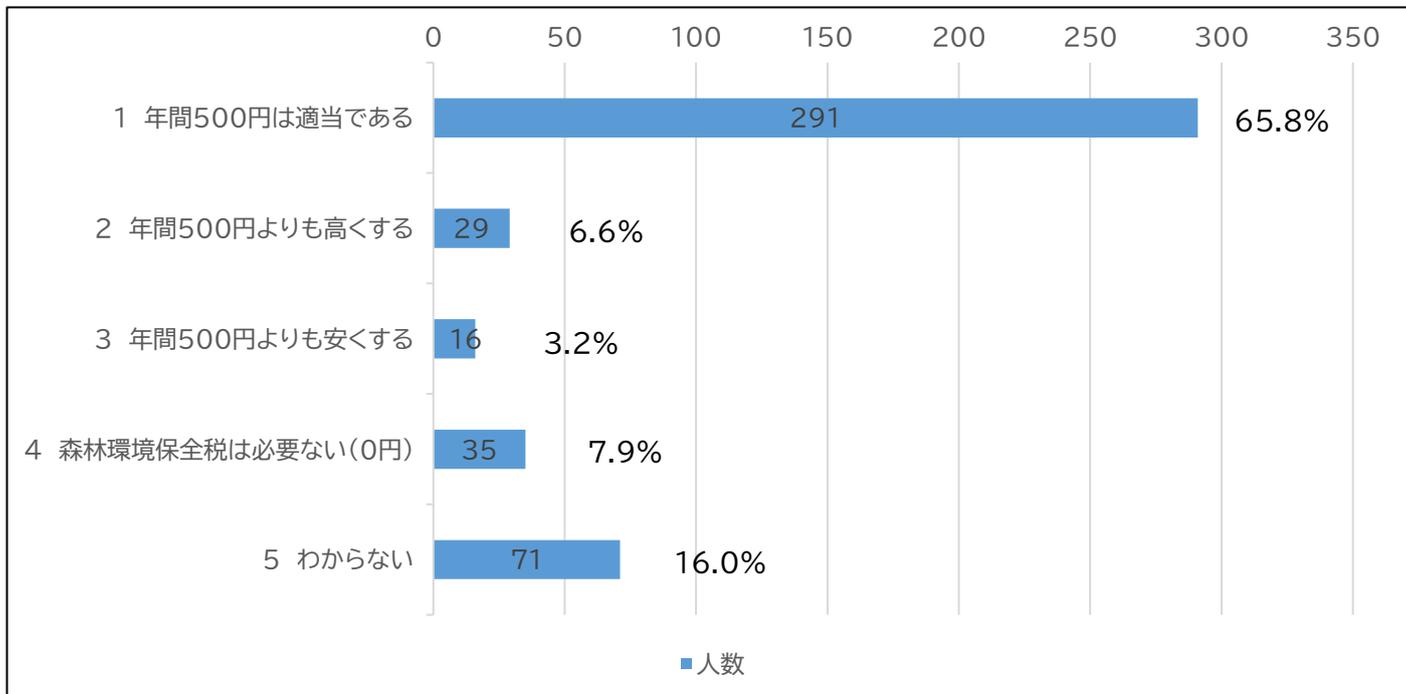
※複数回答、回答者 359 名

【問 8】問 6 で「反対」又は「どちらかと言えば反対」を選ばれた方にお聞きします。その理由として、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)



※複数回答、回答者 50 名

【問 9】「森林環境保全税」は現在、個人の年間負担額を 500 円としていますが、年間どのくらいの負担額が適当だと思いますか。次の中から 1 つ選んでください。

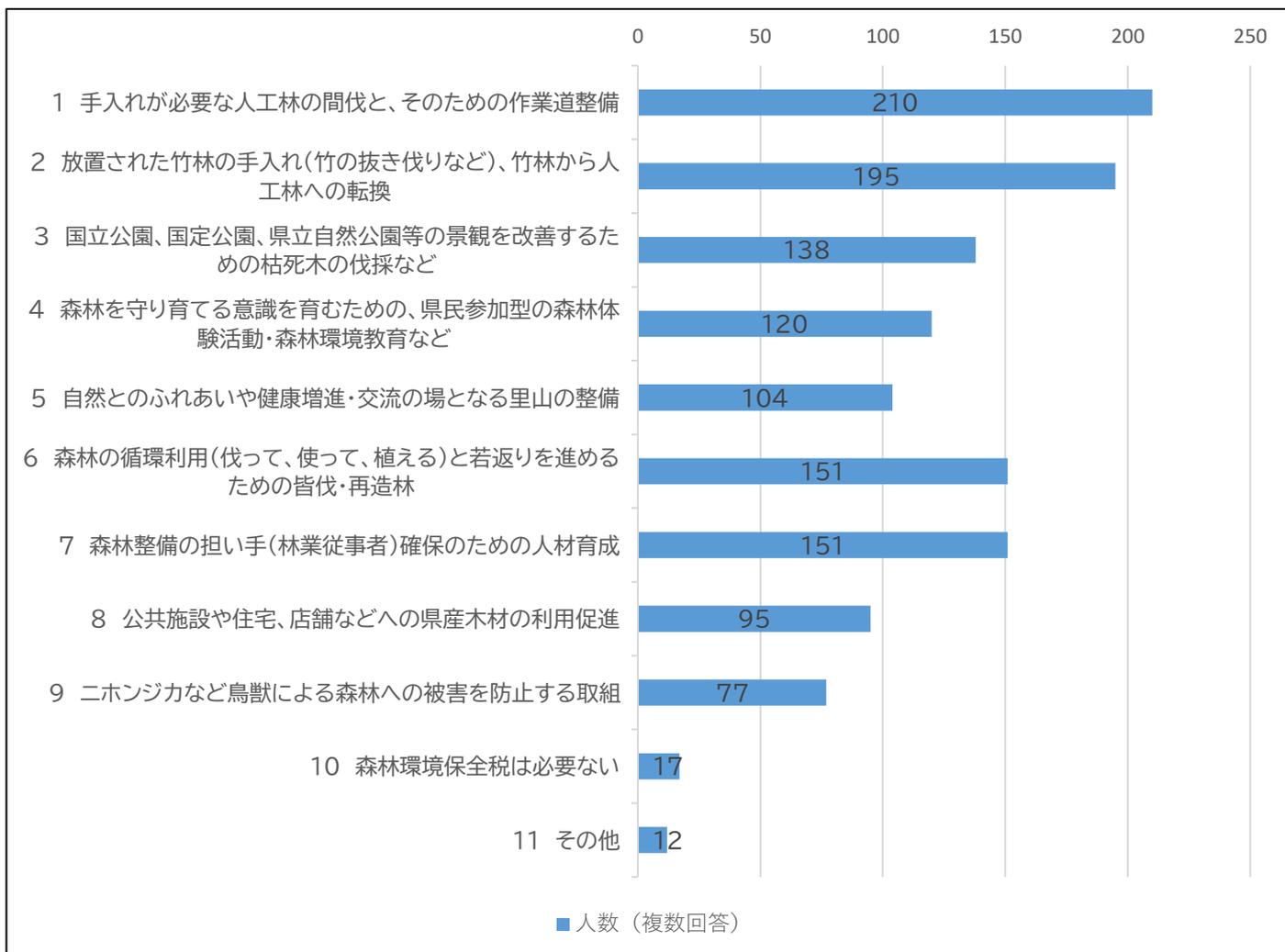


【問10】問9で「2」又は「3」を選ばれた方にお聞きします。適当と考えられる金額(1人あたり年額)をご記入ください。

※自由記載のため省略

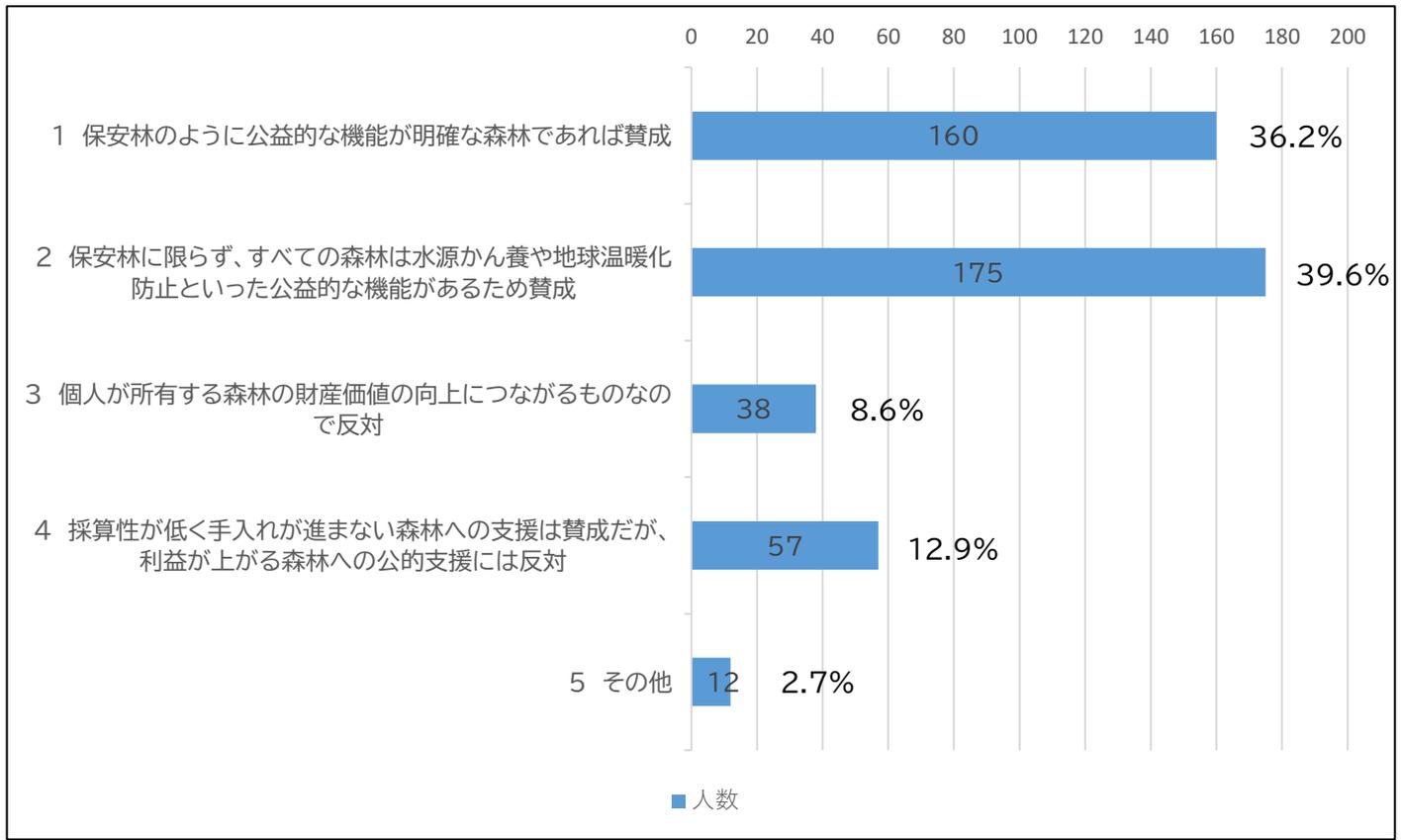
【問11】あなたが、「森林環境保全税」を活用して支援すべきと思う取組はどれですか。次の中から当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

なお、1～4はこれまでも森林環境保全税で支援してきた取組です。



※複数回答、回答者 442 名

【問12】本県では、間伐時期に当たるスギ・ヒノキの人工林が約7万haありますが、多くの場合、間伐では収益は得られず、森林所有者の費用負担が必要となるため、間伐が十分に進まない状況でした。このため「森林環境保全税」で間伐費用の一部を支援し、所有者負担を軽減することにより、間伐を推進してきました。私有林に対する支援により、間伐を後押ししてきたものですが、私有林に支援することについて、あなたの考えに一番近いものを1つ選んでください。



【問13】その他、「森林環境保全税」についてご意見等がございましたらご自由にお書きください。

※自由記載のため省略